

諏訪圏域における新型コロナウイルス感染症対策を強化します

令和3年4月19日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

諏訪圏域については、4月14日に感染警戒レベルを4に引き上げたほか、4月16日には、さらなる感染の拡大が全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないことから、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。

しかしながら、感染しやすく、重症化しやすい可能性が指摘されている変異株の陽性者が継続して確認されており、10圏域で最多の34例（4月17日現在）となっているほか、飲食の機会を起因とする陽性者の確認が続いたことから、諏訪圏域において新たな対策を講じることとします。

2 諏訪圏域における県の対策強化について

諏訪圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、特別警報Ⅱ発出時の対策に加え、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。対象地域にお住まいの皆様、お勤めの皆様、事業者の皆様は、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。）

（事業者への協力要請等）

- ① 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します【諏訪市、茅野市及び原村】（4月21日から4月29日まで）
- ② 市町村と連携しガイドライン遵守等の働きかけ活動を強化します
（事業者への支援）
- ③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【諏訪市、茅野市及び原村】
- ④ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します【諏訪圏域全域】
（集中的な検査の実施）
- ⑤ 飲食店の従業員を対象としたPCR検査を実施します【諏訪市、茅野市及び原村】

- ① 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します【諏訪市、茅野市及び原村】（4月21日から4月29日まで）

（特措法第24条第9項）

諏訪市、茅野市及び原村における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は4月21日*から4月29日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5時～20時)
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設〕	—	営業時間短縮 (5時～20時)

※ 21日の営業時間から（営業時間短縮の場合は21日の20時以降）適用

② 市町村と連携しガイドライン遵守等の働きかけ活動を強化します

市町村と連携して、個々の事業者、店舗を巡回し、感染拡大予防ガイドラインの遵守を働きかけるとともに、「新型コロナ対策推進宣言」の実施や「信州の安心なお店」への登録を働きかけます。【諏訪圏域全域】

営業時間の短縮等の要請対象市村の飲食店については、特に重点的に巡回するとともに、上記に加え、次の点について協力を呼びかけます。【諏訪市、茅野市及び原村】

- ・ 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を控えること
- ・ 発熱その他の症状のある方又は正当な理由なくマスクを着用しない方は店舗の利用を控えることの周知
- ・ 座席間の適切な距離が確保できない店舗等における、希望する利用者の座席へのアクリル板の設置

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【諏訪市、茅野市及び原村】

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者を支援します。

④ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します【諏訪圏域全域】

地域経済を活性化するために諏訪圏域の市町村が行う事業者支援の取組を支援します。

⑤ 飲食店の従業員を対象としたPCR検査を実施します【諏訪市、茅野市及び原村】

市町村と連携し、飲食店に勤務している方で、発熱やだるさなどの症状のない方に対して集中的なPCR検査を実施します。

3 感染拡大防止のお願い

現在、諏訪圏域にお住まいの皆様、事業者の皆様等に対し、4月16日の特別警報Ⅱ発出に伴う対策強化として次の点について協力を要請しています。諏訪圏域にお住まいの皆様、事業者の皆様等におかれましては、改めて徹底をお願いします。

（住民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方の不要不急の外出の自粛
- ② 人との接触機会を極力減らすこと
- ③ 大人数・長時間の会食について、自宅等で行われるものも含めた自粛
- ④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えること

- ⑤ 感染拡大地域（宮城県、山形県、埼玉県、東京都、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、沖縄県）及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域（千葉県、神奈川県）への訪問の自粛〈該当地域はR3.4.19現在〉
 - ⑥ 風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医等に速やかに相談すること
- （事業者等への協力要請）**
- ⑦ 事業所における感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進
 - ⑧ 医療機関や福祉施設、学校や保育所等における感染防止策の徹底
 - ⑨ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討

また、諏訪市、茅野市及び原村にお住まいの皆様は、上記に加え、特に次の点についてご協力をお願いします。

- ① 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）において、カラオケ設備の利用を控えること
- ② 事業所や店舗を利用する際のマスク着用

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 = 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 = 営業時間短縮（5時～20時）を要請
-----------------------------	--	---

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）
---------------------	----------------------	--